

組 合 員 殿

公文健康保険組合
理事長 武田 忠昌

組合規約の一部変更について（公告）

子ども・子育て支援金制度の創設に伴い、組合規約を一部変更することについて、令和 8 年 2 月 16 日開催の第 90 回組合にて可決され、同年 2 月 20 日近畿厚生局に届出を行いましたので公告いたします。

新旧条文対照表

新	旧
<p>(予備費の費途)</p> <p>第 50 条</p> <p><u>3 子ども勘定のうち、予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。</u></p> <p><u>(1) 納付金</u></p> <p><u>(2) 還付金</u></p> <p>(準備金の保有方法)</p> <p>第 51 条</p> <p><u>2 介護納付金及び子ども・子育て支援納付金に係る準備金は、原則として前項第 1 号の方法によって保有しなければならない。</u></p> <p>附 則</p> <p>この規約は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p>(予備費の費途)</p> <p>(新設)</p> <p>(準備金の保有方法)</p> <p>第 51 条</p> <p>2 介護納付金に係る準備金は、原則として前項第 1 号の方法によって保有しなければならない。</p>